

新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた

中小・小規模事業者の事業継続に向けた緊急要望

2020年5月19日

日本商工会議所

東京商工会議所

今般、緊急事態宣言が39県で解除され、各地域で段階的に自粛の解除・緩和の措置がとられることになった。わが国は、国民の協力に最大限依存して感染を克服する、世界に例をみない独自モデルを遂行しており、新たな感染爆発を防ぎ、この取組みを成功させるためには、国民の理解と国民一人ひとりの継続的かつ自発的な協力が不可欠である。政府には、PCR検査等を通じた科学的見地から定量的でより分かりやすい緊急事態宣言の解除・再宣言基準の明示、「新たな日常」に向けた「新しい生活様式」に対応した環境整備や取組み支援とともに、国民や事業者が将来に希望を持てる収束へのロードマップを示していただきたい。

4月の当所調査では、緊急事態宣言下で需要が蒸発した深刻な経営状況の中でも、人員整理を行った中小企業は4%に止まるなど、経営者は事業と雇用の維持に必死に取り組んでいるものの、我慢の限界にあるとの声が多数寄せられている。影響長期化に伴う人件費や家賃などの固定費負担増により経営者の心が折れ、倒産や廃業が急増することを強く懸念している。

現在、無利子・無担保融資や雇用調整助成金の拡充など、財政・金融・税制等の政策手段を総動員した緊急経済対策が実行されているが、いまだ現場では目詰まりを起こしている状況もうかがえる。困窮する事業者の手元に一刻も早く資金が供給されるよう、非常時対応として、手続き簡素化やオンライン化等を加速化させ、より一段の迅速化に向けた抜本的な運用改善を強く求めたい。また、影響長期化に対しては、家賃等の固定費の負担軽減や資本強化、持続化給付金や地方創生臨時交付金の増額、「新しい生活様式」に資するデジタル化の推進等への追加対策が必要である。

日本・東京商工会議所では、3月30日に発出した緊急提言に続き、刻一刻と変化する現場の声を踏まえ、以下のとおり要望をとりまとめたので、政府におかれては、中小・小規模事業者、中堅企業の実態や地域経済の窮状をご賢察いただき、下記事項を実現されたい。

記

I. 影響長期化に伴う、倒産・廃業防止に向けたさらなる政策対応

休業や営業自粛などの対応を継続せざるを得ない各地域の中小・小規模事業者や地域経済の中核となる中堅企業においては、売上の蒸発・激減により収益が確保できないまま、人件費や賃料などの固定費負担が経営を大きく圧迫している。新型コロナウイルスの完全な収束が見通せず、長期戦も予想される中、幅広い業種で事業継続の危機的状況が続いている。

政府の緊急経済対策として、無利子・無担保融資や雇用調整助成金の拡充、持続化給付金等の政策が実行されているが、刻一刻と企業の経営環境が厳しさを増す中、窓口への相談・申請が急増し、各支援策の実行までに時間がかかる「目詰まり」が起り、手続きが煩雑なために申請を断念してしまうなど、折角の支援メニューが困窮者に行き渡らない実情もうかがえる。段階的な活動再開が始まっているが、影響の長期化により、売上回復が見込めずに事業継続を諦めてしまう事業者も出始めており、今後、コロナ倒産や廃業のさらなる急増が懸念される。

地域経済社会の基盤であり、雇用の受け皿である中小・小規模事業者や中堅企業の事業継続のため、政府支援策がより迅速に広く行き渡る一層の体制整備・強化を進めるとともに、以下のさらなる支援策の拡充と追加対策を果敢に講じられたい。

1. 中小・小規模事業者の倒産・廃業を防ぐためのさらなる支援

(1) 雇用調整助成金の円滑な申請・支給、上限額の引上げ

雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する雇用調整助成金については、①マンパワーの強化などによる申請段階・審査段階での「目詰まり」の解消、②生産指標要件など申請要件のさらなる緩和・撤廃、申請手続きや添付資料のでき得る限りの簡素化、③助成金の前払い、④対象労働者1人1日当たりの上限額8,330円の国庫負担による引き上げ、⑤申請手続きに不慣れな中小・小規模事業者に対する相談体制の強化を講じられたい。また、6月以降の情勢を踏まえつつ、特例措置を実施する緊急対応期間を延長していくことも必要である。

なお、「みなし失業給付」を具体化する場合には、企業・労働者双方が混乱しないよう、制度内容や要件について、丁寧に周知していくことが不可欠である。また、相談体制を構築するとともに、申請手続きや添付資料を可能な限り簡素化するなど、迅速な給付を可能とする環境整備を図られたい。

(2) 貸倉庫・工場・事務所などの賃料助成制度の創設、

および不動産オーナーが賃料の猶予・減免などに応じやすい環境の整備

休業要請や外出自粛要請等による売上蒸発により、オフィスや店舗、倉庫等のテナント事業者において、固定費（家賃、共益費など）の支払いが困難なケースが急増している。現在、不動産オーナーとテナント事業者が個別に協議して対応しているが、影響が長期化すれば共倒れとなりかねない。

融資と補助金によるテナント賃料支援など、困窮する事業者に迅速に行き渡る支援策を早急に実施されたい。また、不動産オーナーが賃料の猶予・減免等に応じやすい環境整備に向けて、企業規模にかかわらず、テナント家賃の支払い猶予・減免等に協力した不動産オーナーに対する土地・建物等の固定資産税の減免措置などが必要である。

(3) 持続化給付金の拡充（売上減少要件緩和、規模に応じた給付額上限引上げ、複数回支給）

緊急事態宣言が39県で解除されたが、完全収束までは「新しい生活様式」を前提とした、人と人との接触機会が制約された経済社会活動が長期間継続することが想定される。国民や事業者の感染再拡大への不安は根強く、宿泊・旅行、飲食、レジャー等の対人サービス業を中心に、売上回復が相当遅れることが想定される。

については、影響長期化の影響を鑑み、持続化給付金の拡充（売上減少要件の緩和、規模に応じた給付額上限の引上げ、複数回支給、申請サポート会場の充実など）により、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模事業者の事業継続をより一層支援されたい。

(4) 中小・中堅企業の財務基盤強化に資する出資、資本金劣後ローン、税制による支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済社会を支える中小・中堅企業、出資の見直し等の影響を受けるベンチャー企業に加え、サプライチェーン等で中小企業と関係の深い大企業においても長期の売上減少で自己資本が傷み、大幅な財務悪化が見込まれる。これら企業の資本強化に向け、政府系金融機関やファンドによる出資や資本金劣後ローンを措置されたい。

また、欠損金の繰越控除の拡充（繰越期間の無期限化、中堅企業への適用拡大等）、繰戻還付の拡充、建物等の減価償却の前倒し措置（定率法の対象拡大、償却期間の短縮化等）、中堅企業への固定資産税の軽減、事業所税の軽減などの税制措置を講じられたい。

さらに、納税猶予を受けてもなお業績回復が困難となる企業を想定し、猶予していた納税を減免する措置を検討するとともに、地域の実情に応じて企業へ税負担を軽減する地方自治体に対する財政支援も講じられたい。

（５）無利子・無担保融資の民間金融機関の積極活用、創業間もない者への売上減少要件撤廃

無利子・無担保融資の利用を希望する中小・小規模事業者は、相談（融資・認定）予約が取れず、申し込みまでに時間がかかる場合があるなど、融資実行までの資金繰りに大きな不安を抱えている。すでに相談窓口では相当な努力をなされていると理解しているが、政府系金融機関や地方自治体、信用保証協会の相談・認定体制の強化や、市区町村のセーフティネット保証の認定等窓口業務について、事前の金融機関等の要件確認を図るなど、融資手続きの簡素化および融資実行の迅速化を図られたい。また、政府が資金繰り支援に関する要請の対応状況をモニタリングするなど、民間金融機関の積極活用の実効性を確保されたい。あわせて、創業間もない事業者への売上減少要件を撤廃されたい。

（６）社会保険料などの減免

新型コロナウイルス感染症の影響で給与などの額が大幅に減少した場合でも、事業主や従業員は、減額した月を含む3ヶ月間は、減額する前の給与などの額（標準報酬月額）に応じた社会保険料を負担しなければならない。社会保険料（子ども手当の事業主拠出金等を含む）の納付が困難な中小・小規模事業者および従業員に対しては、減額した月から即時に減額改定する措置（即時改定）を認められたい。

あわせて、労働保険を含む社会保険料率を一時的に引き下げることなどによる、保険料負担の減免措置を講じられたい。

（７）商工会議所経営相談窓口の体制強化

全国の商工会議所は1月29日以来、中小企業庁の依頼により「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置し、新型コロナウイルスの影響を受けた中小・小規模事業者の相談対応や国の支援策の活用支援などを実施してきているが、緊急事態宣言の延長等により資金繰り支援に加え、持続化給付金や自治体の休業補償、家賃減額など、想定以上に幅広い相談に対応し、さらに、雇用調整助成金については、社会保険労務士など、専門家の支援も含めて、相談の対応にあたっている。こうした相談対応を強化するための費用を措置するなど、商工会議所経営相談窓口の体制を強化されたい。

2. 倒産・廃業の危機に直面している地域企業への支援

（１）地方創生臨時交付金の大幅な拡充と国による認定の簡素化、迅速化

新型コロナウイルスの感染拡大防止および感染拡大の影響を受けている地域経済を支援するため、1兆円の予算が設けられているが、6月以降も需要回復には相当の時間を要することが確実視されている。特に宿泊、飲食、サービス業の落ち込みはリーマン・ショック時の比ではなく、倒産・廃業の危機に直面している地域企業への支援は待ったなしであり、各自治体の実情に応じたきめ細やかな各種支援策の抜本的拡充が不可欠である。さらに、休業協力に対する支援金額について、自治体によって差があることから事業者から公

平に給付して欲しいとの不満の声があがっている。地域間格差を埋めるためにも、地方創生臨時交付金を大幅に拡充されたい。

また、地方自治体が、地域における事業継続や雇用維持を図る観点から、スピード感をもって中小・小規模事業者支援などの各種施策に取り組めるよう、国から県等に対して、休業協力企業の負担軽減を図る給付金の財源に積極的に活用するよう指導するとともに、手続きの簡素化などによる早期交付を図られたい。

(2) クラウドファンディングを活用した資金調達を行う者への助成

来店客が激減している地域の飲食店等がインターネットを通じたチケット販売等により、営業継続に必要な資金を調達する手法としてクラウドファンディングが注目されているが、中小・小規模事業者はその活用ノウハウと資金が不足しており、それを支援・運営する主体に係る費用やリターン（返礼）として上乗せするプレミアム分への助成等を措置されたい。あわせて、「ふるさと納税」と同様に支援者（寄附者）への税制優遇も措置されたい。

(3) 官公需の予定通りの発注と納期などの柔軟化、予定価格見直しと迅速な支払いの実施

影響長期化に伴い地域需要が消滅しており、公共事業については予定どおりの発注とし、納期・工期については柔軟に設定されたい。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、原材料費、人件費等の上昇を考慮した予定価格の見直しと迅速な支払いを講じられたい。

3. 中小・小規模事業者の事業継続に資する環境整備

(1) 引き上げの凍結も視野に入れた、最低賃金の適正な水準の決定

昨年6月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定されたい。

わが国経済が未曾有の危機に直面している中、リーマンショック時の2009年度の引き上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引き上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準で決定されたい。

(2) 取引環境の適正化と大企業と中小企業の共存共栄

新型コロナウイルス感染拡大による混乱に乗じて、下請けの中小・小規模事業者が親事業者から不当な契約の打ち切りや適正なコスト負担を伴わない通常より低い価格での受注、不当な知財やノウハウの提供を迫られるような事態が生じないよう防止されたい。

中小企業庁「価値創造企業に関する賢人会議」の中間報告（2月28日）では、大企業と中小企業間における取引価格の適正化や、知財やノウハウの不当な吸い上げ等を排除するため、取引適正化に取り組む方針が示されるとともに、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（5月18日）において、大企業と中小企業との共存共栄に取り組むことを宣言する「パートナーシップ構築宣言」を官民あげて広く推進することになった。現下の非常事態から脱却し再起を図る過程において、大企業と中小企業が共存共栄関係を再構築し、この取組方針やパートナーシップ構築宣言により、取引適正化を図るよう指導されたい。

(3) 政策効果の検証と政策効果を行き渡らせるための手続きの迅速化

令和2年度補正予算で措置された支援メニューについて、現場のマンパワー不足や手続

きの煩雑さから、申請・審査・実行までにタイムロスが発生しており、経営環境がより危機的な状況におかれている事業者も多く存在する。政策効果を広く行き渡らせるためには、現場における課題の解決に向けた政策効果の検証が不可欠である。

検証結果を踏まえ、手続きの簡素化・迅速化や申請窓口の体制強化を図るとともに、助成金の前払い・事後精算の方法を取り入れるなど、従来の手法にとらわれない、よりスピード感をもった対応を講じられたい。また、事業者の予見可能性を高め、先行きへの不安を払拭するため、支援メニューにあわせ、執行スケジュールを示されたい。

II. 影響長期化を見据えた、感染拡大防止と経済社会活動の両立支援

官民一体となった感染拡大防止への取り組みにより、国内の新規感染状況は漸減傾向にあるが、新たな感染拡大への懸念など、依然として予断の許さない状況が続いており、完全な収束までには長期戦が予想される。政府においては、治療薬やワクチン等の開発・提供の加速化、検査体制や医療提供体制のさらなる拡充を図るとともに、徹底した感染拡大防止策を講じられたい。国民、事業者においては、「新たな日常」へ気を緩めず、行動変容の必要性を認識し、感染拡大防止に向けた自発的な取り組みを継続・徹底していくことが不可欠である。

今後、特定警戒都道府県を含めたすべての都道府県で緊急事態宣言が解除された場合であっても、直ちに経済社会活動が新型コロナウイルス感染症の流行前に戻ることはなく、3密対策や「新しい生活様式」の徹底など、感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立に配慮した取り組みへ段階的に移行していくこととなる。

収束の先行きが見通せない中で、国民や事業者の不安を払拭し、経済社会活動を回復させていくためには、国民や事業者の予見可能性を高める必要があり、科学的根拠に基づく具体的かつ定量的なより分かりやすい緊急事態宣言の解除または再宣言の基準や、オフィスや工場等の仕事、飲食店などの営業、集会やイベントの開催、個人の移動等の許容範囲を段階的に緩和していくための業種ガイドライン等が適切に実行される環境整備が必要である。

また、感染拡大防止のため、ヒトやモノの移動に制約がある中で、テレワーク、オンライン会議などデジタル技術の活用や新商品・新サービスの開発、Eコマースの活用など、事業者は創意工夫を凝らし、「新しい生活様式」に対応した事業活動を取り始めている。今回の危機は、多種多様な事業者へのデジタル技術の実装を促進させ、構造的な課題である人手不足の克服や生産性向上、働き方の変革を喚起する好機と捉え、「新しい生活様式」や新たな消費ニーズ等を踏まえた新しいビジネスモデルに挑戦する中小企業等の取り組みを強力に後押しされたい。

感染拡大防止を徹底する一方で、刻一刻と経営が悪化している中小・小規模事業者の事業継続を後押しし、地域の経済社会活動を維持・回復させていく中・長期的な対策を進めていくことも重要である。

1. 緊急事態宣言解除後における感染拡大防止と経済社会活動の両立への環境整備

(1) 緊急事態宣言の解除または再宣言に対する、より分かりやすい基準の明示

新たな感染拡大の抑制・防止に予断を許さない状況が続く中、特定警戒都道府県では、休業や自粛等の対応が続く中、国民や事業者の間には先行きの見通しが立たないことによる不安が拡大している。緊急事態宣言の解除については、一定の基準が示されたものの、今後、新たな感染拡大が発生する可能性も懸念されることから、再感染拡大時を想定し、再度緊急事態宣言を発令する場合、科学的根拠に基づく具体的かつ定量的なより分かりやすい基準を示されたい。

(2) 新たな感染拡大の抑制・防止と経済社会活動維持との両立

緊急事態宣言が解除された地域では、感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立に配慮した取り組みへと段階的に移行していくこととなる。いずれ特定警戒都道府県でも同様のフェーズに移行すると予想されるが、経済社会活動の再開に伴い、人と人との接触機会の増加や、域外からの通勤・通学など、新たな感染拡大リスクへの懸念がある。

経済社会活動の維持・再開との両立のためには、新たな感染拡大が起これないように、「新しい生活様式」を保つことが前提である。政府におかれては、オフィスや工場等の仕事や通勤、飲食店などの営業、集会やイベントの開催、人の移動等の許容範囲を段階的に緩和していく業種別のガイドラインが適切に実行されるような環境整備を進められたい。

(3) 「新しい生活様式」に対応した事業活動再開に向けた設備などの費用補助

「新しい生活様式」に対応した事業活動再開には、事業所や工場、店舗等で一定の設備や備品などが必要となる。対面接触を抑制するための改装、アクリル板などの購入費用、個室導入費用など、新たなビジネスモデルの転換に取り組む中小企業への補助・助成制度の創設、既存制度の補助率引上げ、補助対象の拡大など、「新しい生活様式」に対応した事業所や工場、店舗等の環境整備を講じられたい。

また、生活者を支える小売・サービス・物流等の店舗・事業所における衛生管理を強化するため、マスク・消毒薬等の衛生用品の安定的な供給確保を図られたい。

さらに、通信販売やデリバリー等の需要増加に伴う物流の重要性が高まりを受け、配達負荷軽減に向けた荷捌きスペースや、駐車規制緩和区間の拡大など、物流の停滞防止への対策を講じられたい。

(4) 事業活動再開に伴う、地方空港や駅における利用客の安全性確保に向けた体制整備

事業活動再開による国内移動の安全性確保・向上のため、地方空港や駅などにおける、サーモグラフィ（体温検知機器）設備およびチェック体制を整備し、発熱者などへの適切な対応を取ることができる措置を講じられたい。

(5) 中小企業の新卒採用支援、学業継続が困難となる大学生等への支援

2019年度の新卒採用（2020年4月入社）を実施した中小企業のうち、計画どおりに採用できていない企業が4割を超える中、2020年度の新卒採用に関しては、感染拡大の影響により個別企業の会社説明会や合同会社説明会が軒並み中止になっている。都道府県労働局による中小企業を対象としたウェブ上での合同会社説明会の実施や、ウェブ上で採用活動に取り組む中小企業への費用助成や助言など、中小企業の新卒採用支援を講じられたい。

また、アルバイト収入や親の収入が激減した大学生等の学業継続が深刻な問題となっている。このまま退学を余儀なくされる学生が多数発生することは、わが国の将来を支える人材の喪失につながるるとともに、将来を見据えて採用を継続したい中小企業における人材確保をより困難にさせることにもなる。大学等独自の対応だけでは限界があり、学生本人および大学等による学費減免等の取り組みに対する支援策を講じられたい。

(6) ハローワークの就職支援機能の強化、公共職業訓練の拡充

今般のコロナショックによる経済への打撃は、リーマンショックを上回るとの声が多く聞かれる中、解雇等見込み労働者数が増加しており、今後、雇用・就業への甚大な影響が懸念される。こうした状況を踏まえ、求職者の就職と中小企業の人材確保の両面を支援するために、ハローワークの就職支援ナビゲーターの増員等の就職支援機能を強化するとともに、建設や介護など、特に人手不足が深刻な分野に係る公共職業訓練を拡充されたい。

また、地域の雇用を維持するためにも、雇用を増加させた企業に対する税額控除制度を措置されたい。

2. デジタルを活用した新しいビジネスモデル・経済社会への変革支援

新しいビジネスモデルへの変革支援

(1) 中小企業におけるテレワーク導入支援の拡充

感染拡大防止の観点からテレワークを実施する企業が増加しているが、企業規模が小さくなるほどテレワークは難しく、中小・小規模事業者への普及をより一層後押しするため、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）については、制度内容を分かりやすく丁寧に周知していくことに加え、パソコンやタブレットなど導入費の支給対象化や補助率の引上げなどを講じられたい。また、中小企業がテレワークのメリットを体験できるよう、テレワーク用端末・ツールの無償貸与制度を創設されたい。

あわせて、テレワークなどに資する機材の導入を支援するため、少額減価償却資産特例の拡充を講じられたい（年間限度額 300 万円の引上げ等）。

(2) 「中小企業デジタル化応援隊事業」の補助額引上げと複数年度化

緊急経済対策において、中小企業のデジタル化を支援するためのIT専門家の派遣事業「中小企業デジタル化応援隊事業」が単年度事業として予算化されているが、デジタル化への取組みは継続的な課題であることから、補助額の引上げや複数年度化を図られたい。

(3) 電子チケットを活用したコンサートや演劇等のイベントのライブ配信に対する費用助成

感染拡大防止のための自粛により、コンサート、演劇等のイベントの開催が困難となり、関連する事業者の売上や出演者の収入に大きな影響が出ている。イベント等をライブ配信で視聴する権利を電子チケット化して、国内外の希望者に販売することにより、チケット枚数の上限を設ける必要がなくなり、売上の一部補填に有効である。中小・小規模事業者がオンラインでイベントをライブ配信する際に必要なシステム利用や撮影機材等にかかる費用や、こうした取組みをPRするキャンペーン費用の助成などを措置されたい。

(4) ECサイトの構築・活用による地域の特産品などの販売支援

地域では、観光客など人の移動が激減し、観光業や小売業において、特産品の売上減、生鮮食品の在庫拡大など大きな影響が生じている。観光地などでは、ECサイトに出店し、来訪できない顧客に特産品を販売する動きが出てきているが、地域の特産品等を取り扱う中小・小規模事業者がECサイトを利用するには費用負担が大きく、出店に必要な費用を助成されたい。また、販売支援サイトの出店料を抑制する観点から、ECサイトの構築や運用に係る費用の助成も措置されたい。

(5) オンライン展示会・商談会などの開催による販路拡大への支援

新たな感染拡大の抑制・防止に留意しながら、売上減少に苦慮する中小・小規模事業者の販路やビジネスチャンス拡大のために開催する、オンラインでの展示会・商談会などの開催費用等への助成を講じられたい。

新しい経済社会への変革を加速化させる環境整備

(1) 行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善

国や地方自治体、支援機関等におけるデータ連携の整備が進んでおらず、紙ベースでの事務処理に人手や時間がかかることが、支援の「目詰まり」を起こす一因となっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のためテレワークが進みつつあるが、一方で電子決裁業務等が満足に行えない状況がボトルネックとなっており、地方自治体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の見直しと前倒しの実施を図りたい。あわせて、雇用関係や営業許可などをはじめ、国・地方自治体と民間の間における各種行政手続きを徹底的に見直されたい。

(2) マイナンバーの活用による社会基盤の整備とマイナンバーカードの普及促進

感染症対策のみならず、近年多発化、激甚化する自然災害への対策において、限られた財源を政策目的の実現に最大限、効果的に活用するために、マイナンバーを徹底活用し、真に救済が必要な者を迅速かつ確実に支援できる社会基盤の早急な整備を進められたい。

加えて、マイナポイントの上限額の引上げや、運転免許証等公的身分証との統合、個人の投薬情報や受診情報との紐づけ、災害時等を想定したIDカードとしての機能拡充などにより、マイナンバーカードの普及促進を図られたい。

(3) キャッシュレス決済のさらなる推進

対面販売時の時間短縮に資する、モバイルオーダー（スマートフォンでの商品選定・注文・決済等）とキャッシュレス決済の推進は、「新たな日常」の構築に不可欠である。このため、システム導入・活用への助成、キャッシュレス決済における手数料や初期投資の低減、入金までのタイムラグの短縮化等を支援されたい。また、地域における消費喚起の基盤構築のため、地域で一体的に行うキャッシュレス決済の導入を支援されたい。

あわせて、災害時でもキャッシュレス決済が利用可能な環境も整備されたい。

(4) デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応

テレワークやテレビ会議を活用した新たなビジネスモデルが浸透してきており、今後、緊急事態宣言が解除され、経済が回復していく中、オンラインによる事業活動のさらなる増加が見込まれ、デジタル回線基盤の混雑が予想されるためことから、通信環境が混雑、遅延しないよう防止策を講じられたい。

3. 今後の需要喚起および供給力向上への取組み支援

(1) 旅行や飲食、イベントなどの需要の回復に向けた支援

新型コロナウイルス感染症に一定の収束が見通せた段階において、令和2年度補正予算に盛り込まれた「G o T oキャンペーン」の早期実施により、広く旅行や宿泊、飲食、イベント、レジャー等で活用可能なクーポン券の発行など、国民の幅広い消費意欲を喚起する対策を講じられたい。加えて、商店街を含む地域内の消費喚起や賑わい創出のため、「G o T oキャンペーン」を活用したキャンペーンの取組み支援や、クーポン券等の発行について、プレミアム分を補助するなど十分な支援を実施されたい。

その際、各地域がどのような条件・環境が整えば、事業が実施が可能となるのかを予め明確にし、執行スケジュールとあわせて示されたい。

また、国や地方自治体が所有し、運営する観光施設の入場・利用料金の無料化、および地方自治体が無料化措置を行う場合については、国による補填を講じられたい。

(2) 国際的なサプライチェーンの国内再構築への支援

新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの寸断に伴い、材料・部品の輸出入が滞るなど、企業の生産や在庫確保に大きな影響が及んでいる。医療関係の器具・備品のみならず、各業種において安定的に生産・供給する仕組みの構築が不可欠であり、国際的なサプライチェーンの国内再構築への取組みを支援されたい。

また、各国で感染拡大が収束し、国際的な経済交流活動が再開した際には、政府系機関と連携し、海外に材料・部品の供給状況を発信して国内中小企業の輸出促進を図るなど、外需取込みに向けた中小企業の国際化支援を強化されたい。

以 上